

令和元年度 渡島森林管理署公共工事契約状況

令和元年10月31日

分任支出負担行為担当官
渡島森林管理署長 浅利 一成 印

工事(業務)名		施工(履行)場所		工事種別(業務区分)	工事(業務)概要	入札方式
緑町団地宿舎鉄骨階段取替工事		北海道瀬棚郡今金町字今金300-17		建築工事	鉄骨階段取替工	一般競争入札
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約年月日	契約相手方の商号又は名称及び住所			
4,581,000円	円	令和元年10月23日	北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山235番7 株式会社 内田建設			
契約金額(税抜き)	工事(業務)着手の時期	工事完成(業務完了)の時期				
4,120,000円	令和元年10月	令和2年1月				

○予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格
別添「入札公告」のとおり

○競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
別紙「競争参加資格確認結果書」のとおり

○入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
別紙「入札筆記書」のとおり

○予定価格の作成に用いた積算結果についての内訳
別添「工事積算内訳書」のとおり

○契約金額の変更を伴う契約の変更を行った場合(令和元年12月20日追加記入)
 ・変更契約年月日 令和元年12月18日 ・変更後の契約金額(税抜き) 4,295,000円
 ・変更の理由 本工事の施行中、劣化防止等の目的から新工種の追加が必要となったことから変更契約を行った。
 ・変更後の工事関係の時期 令和2年1月

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

令和元年 8月29日

分任支出負担行為担当官
渡島森林管理署長 浅利 一成

1 工事概要等

- (1) 工事名 緑町団地宿舍鉄骨階段取替工事
- (2) 工事場所 瀬棚郡今金町今金300-4
渡島森林管理署 緑町団地宿舍
- (3) 工事内容 緑町団地宿舍鉄骨階段取替工 1式
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和2年1月10日まで
- (5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 平成31・32年度の北海道森林管理局における建設工事の建築一式工事に係るD等級又はC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者)については、手続開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(②の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成16年4月1日から平成31年3月31日までの15年間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること(経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が20%以上である構成員に限り、当該実績を当該構成員の実績として認める。)。なお、当該実績が森林管理局长等(林野庁長官、森林技術総合研究所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長をい

う。以下同じ。)が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)第4の3に規定する工事成績評定表の評定点(以下「評定点」という。)が65点未満のものは実績として認められない。

經常建設共同企業体にあつては、1者の構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：北海道内において建築一式工事(木造の事務所、又は住居等の新築、増築)、で契約金額250万円以上の施工実績を有する者。

(5) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法(昭和24年法律第100号)に基づき当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項に規定する工事については、専任で配置できること。また、建設業法第26条第2項に規定する工事については、専任の監理技術者を配置できること。

ア 2級の建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「同等以上の資格を有する者」とは、2級建築士以上の資格を有する者という。

イ 監理技術者にあつては、上記アに定める資格のうち1級以上の国家資格を有する者であつて、かつ監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

ウ 主任技術者及び監理技術者に必要な経験は、平成16年4月1日から平成31年3月31日までの15年間に、上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上である場合のものに限る。ただし經常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1人の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。)

エ 配置予定技術者については、申請書及び資料提出日前の3ヶ月以上継続して雇用している者であること。

(6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 北海道森林管理局管内の森林管理(支)署長が発注した同種工事で、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合には、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。

(8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。(入札説明書参照)

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(入札説明書参照)

(10) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、北海道森林管理局管内(北海道内)に所在すること。また、經常建設共同企業体として申請書及び資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるも

のとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 以下の届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争入札の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①提出期間：令和元年8月30日から令和元年9月12日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時から17時まで。

②場所：〒049-3115 二海郡八雲町出雲町13-4
渡島森林管理署 総務グループ（総務担当）
電話：050-3160-5815

(3) 申請書及び資料は入札説明書に基づき作成すること。

(4) (2)の①に規定する期間内に申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒049-3115 二海郡八雲町出雲町13-4
渡島森林管理署 総務グループ（総務担当）
電話：050-3160-5815

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

①交付期間：令和元年8月30日から令和元年9月30日まで（休日を除く。）の9時から17時まで（12時から13時までを除く。）。

②場所：〒049-3115 二海郡八雲町出雲町13-4
渡島森林管理署 総務グループ（総務担当）
電話：050-3160-5815

③その他：配付資料は無料であるが、入札説明書等を記録するためのCD-R（未使用のものに限る。）を持参すること。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

① 郵便入札を認める。なお、郵便入札を行うときは、令和元年10月16日15時00分に渡島森林管理署 総務グループ（総務担当）あてに入札書が到着するように郵便（書留郵便に限る）（承認通知同封）で差し出すこと。
ただし、再度の入札を引き続き行う場合には、郵便により参加した者は再度の入札には参加できない。

② 開札は、令和元年10月17日10時00分に渡島森林管理署において行う。

- ③ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

※郵便による入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（物件番号・物件名）の入札書在中」と記した上で外封筒に入れて投函すること。
また、外封筒の封皮にも「何月何日開札（物件番号・物件名）の入札書在中」と記すこと。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
① 入札保証金 免除
② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行八雲代理店）
ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。
ア 利付き国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行札幌東代理店）
イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱官庁渡島森林管理署）
また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 工事費内訳書の提出
第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（様式自由）を入札書とともに提出すること。なお、当該工事費内訳書未提出の入札は、無効とする。
- (4) 入札の無効
① 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
② 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消す。
③ 分任支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に上記2に掲げる資格がない場合は、競争参加資格のない者に該当する。

- (5) 落札者の決定方法
落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (6) 配置予定監理技術者の確認
落札者決定後、CORINS（一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム）等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。なお、分任支出負担行為担当官によりやむを得ないものとして承認された場合は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 関連情報入手するための照会窓口 上記4の(1)と同じ。
- (9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記2の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3の(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていないければならない。
- (10) 資料の内容のヒアリング
資料の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。
- (11) 発注者網紀保持対策について
農林水産省の発注事務に関する網紀保持を目的とした、農林水産省発注者網紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規定第9条に基づき設置する発注者網紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している期間において閲覧及びホームページにより公表する。
（不当な働きかけ）
① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
② 指名競争入札において自らを指定すること又は他者を指名しないことの依頼
③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取
- (12) 詳細は入札説明書による。
また、入札に参加を希望する者は、北海道森林管理局ホームページに掲載されている競争契約入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。
掲載場所：北海道森林管理局 > 公売・入札情報 > 競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等 > 資料7：北海道森林管理局競争契約入札心得
- (13) 本公告に記載のない事項については、北海道森林管理局競争契約入札心得による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する網紀保持を目的として、農林水産省発注者網紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの網紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局ホームページ（<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>）をご覧ください。

(別添1)

競争参加資格確認結果書

工事名: 緑町団地宿舎鉄骨階段取替工事
発注機関名: 渡島森林管理署
入札公告日: 令和元年8月29日
競争参加資格確認結果通知日: 令和元年9月24日

資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認めた理由
(株)内田建設	有	
和工建設(株)	有	

- (参考)1 「資格の有無」の欄には、資格があると認めた場合には「有」と記載し、資格がないと認めた場合には「無」と記載すること。
- 2 「資格がないと認めた理由」の欄には、入札公告において示した「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」のどの事項を満たさなかったのかを記載すること。

入札執行調書

件名 第1号物件 緑町団地宿舎鉄骨階段取替工事
 日時 令和元年10月17日 10時00分
 場所 渡島森林管理署 会議室
 執行者 所属 渡島森林管理署 官職 農林水産事務官 氏名 浅利 一成 印 確認者 所属 渡島森林管理署 官職 農林水産技官 氏名 渡辺 智之 印
 立会者 所属 渡島森林管理署 官職 農林水産技官 氏名 渡辺 智之 印

番号	入札者名	第1回		第2回		第3回		備考
		順位	金額	順位	金額	順位	金額	
1	株式会社内田建設	1	4,120,000					落札
2	和工建設株式会社	2	4,400,000					
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

- (注1) 金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。
- (注2) 執行官は、契約担当官等またはその補助者であって、当該入札執行に関する全責任を負うものとし、当該入札執行に係る決定又は判断を行うときは、確認者にその確認を求めるものとする。
- 確認者は、執行者が行う入札執行を補助するとともに、執行者が当該入札執行に係る決定又は判断を行う際に、その確認を行うものとする。
- 立会者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第81条の規定による入札者が開札に立ち会わない場合において、当該開札に立ち会うこととされる当該入札に関係のない職員とする。

工 事 費 内 訳 書

工事名 緑町団地宿舎鉄骨階段取換工事

渡島森林管理署

工 種	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	仮設工事	1	式		83,000	
2	鉄骨階段取替工事	1	式		1,934,000	
3	階段・踊場部防滑工事	1	式		959,000	
	計(直接工事費)				2,976,000	
4	共通費					
	道 比率採用					
	共通仮設費(改修建築工事)	5.60	%		166,656	直接工事費 500万円以下
	小 計				166,000	千円未満切捨て
	計				3,142,000	
5	現場管理費(改修建築工事)	24.42	%		767,276	純工事費 500万円以下
	小 計				767,000	千円未満切捨て
	計				3,909,000	
6	一般管理費 (新築・改修建築工事、とりこわし工 事、不製建具工事共通)	17.20	%		672,348	工事原価 500万円以下
	小 計				672,000	千円未満切捨て
	合 計				4,581,000	
	消費税相当額	10.00	%		458,100	
	総 計				5,039,100	